

由布市移住応援給付金について

R6.4.1～

※移住応援給付金に該当しそうな場合は必ず移住前に市への相談・確認をお願いします。
(電話、メール、オンライン相談、窓口相談)

■毎年度、予算の上限がありますので、予算の上限に達した場合は給付金の交付が受けられない場合があります。予めご了承ください。

【補助要件】

- ① 県外からの移住であること
- ② 由布市移住支援金の交付を受けてないこと（申請者及び申請者の同一世帯員を含む）
- ③ 住民票を由布市へ移す直前に連続して1年間以上県外に在住していること
- ④ 由布市へ転入後1年未満であること
- ⑤ 移住後、由布市内へ5年以上定住することを誓約できること
- ⑥ 日本人又は外国人で在留資格（永住者、特別永住者、日本人の配偶者である等）を有していること
- ⑦ 職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的な転入でないこと
- ⑧ 大学等を卒業した後、新規採用（新卒）で県内事業所へ勤務する場合は補助対象外
- ⑨ 大学等を卒業した後、就業経歴のないまま帰県することによる転入は補助対象外
- ⑩ 同一世帯における申請は1回が限度となります。
- ⑪ 婚姻関係等（事実婚等を含む）や同一生計にある場合は住民票等の状況に関わらず同一世帯取扱いなど

【補助額】 ※世帯区分は、県外からの移住等補助要件を満たす方のみを世帯の構成人員として算定

- (基本額)
1. 子育て世帯（申請年度の4月1日現在18歳未満の子どもがいる世帯） 30万円
 2. 単身世帯 20万円
 3. その他の世帯 20万円

(地域加算)

1. 居住地が由布市内の過疎・辺地地域（※）の場合

- ①子育て世帯、その他の世帯：20万円
- ②単身世帯：10万円

2. その他の地域の場合

- ①子育て世帯、その他の世帯：10万円

※過疎地域・・・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に基づき、本市が定めた計画の地域

※辺地地域・・・辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条に基づき、本市が定めた計画の地域

【提出書類】

(申請時)

- ・申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・承諾書兼誓約書（様式第3号）
- ・振込先口座（預金通帳又はキャッシュカードの写し）
- ・移住元の住民票除票や戸籍の附票等、由布市への移住直前の1年間の居住地が分かる公的書類の写し（※世帯の場合にあっては世帯全員分の記載が必要です。）

(実績報告時)

- ・実績報告書（様式第7号）
- ・事業実績書（様式第2号）
- ・由布市住民票の写し（※世帯の場合にあっては世帯全員が記載されているもの）